

## 議案第21号

### 新座市保健センター条例の一部を改正する条例

新座市保健センター条例（昭和59年新座市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(利用時間) 第5条 保健センターの利用時間は、 <u>午前9時</u> から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することができる。	(利用時間) 第5条 保健センターの利用時間は、 <u>午前8時30分</u> から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

#### 提 案 理 由

新座市保健センターの利用時間を改めたいので、この案を提出するものである。